

# 広報くまむら災害臨時お知らせ版 第9号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に広くお知らせください。掲載する情報は事情により変更する可能性があります。次回のお知らせは7月25日の予定です。

令和2年7月24日発行

【編集と発行】

球磨村役場 球磨村災害対策本部

創生班 広報☎0966(32)1114

## 役場機能が復旧しました

役場庁舎の機能が復旧し7月23日から役場業務を本格的に再開しました。このことに伴い、災害対策本部を球磨村総合運動公園さくらドームから役場に移転しました。通常業務と並行し村の復旧・復興業務を行います。

なお、球磨村総合運動公園さくらドーム内で行っていた各受付業務などはそのままご利用できます。

### さくらドーム内で行う業務

罹災証明・被災証明書申請受付

支援物資搬入・搬送業務

国道219号線馬場地区通行許可証

発行業務

被災者無料入浴証明書発行業務

### 問い合わせ

球磨村役場総務課 0966(32)1111

## 村道渡大槻線時間 通行止めについて

村道渡大槻線の応急復旧工事のため、7月22日水曜日からしばらくの間下記区間において、時間通行止めとします。

### 通行止め区間

糸原地区から境目地区まで

### 通行止め時間

9時から12時／13時から17時

### 問い合わせ

球磨村役場建設課 0966(32)1116

## 巡回健康調査について

現在、地域にいる人の健康状態を確認するために医療チームが皆さまのご自宅を巡回しています。

支援チーム：愛媛県・宮崎市・菊池市・宇土市・玉名市・御船町・和水町・益城町・山都町・菊陽町・甲佐町・嘉島町

聞き取り内容：住所・電話番号・家族構成・被災状況・生活環境など

### 問い合わせ

球磨村役場健康衛生課  
0966(32)1139

## 給水場所について

給水場所を下記のとおり設置しています。ご利用ください。

**設置場所** 球磨村役場、JR 渡駅前、  
神瀬保育園入口、上原地区、  
堤岩戸地区

**問い合わせ** 球磨村役場建設課  
0966(32)1116

# 宅地内（事務所）内に堆積した土砂などの 撤去申請の受付開始について

令和2年7月豪雨で宅地（事業所を含む。）内に堆積したがれき混じり土砂については、ボランティアなどにより道路脇まで出されたものを順次回収しています。

しかし、ご高齢の人や土砂の堆積状況などから、ご自分で土砂を撤去することが困難な場合などは、以下のとおり所有者の申請に基づき、球磨村が撤去を行いますので、お知らせします（※所有者に費用負担は発生しません）。

なお、家屋と家財の撤去については、原則対象外となります（後日ご案内する公費解体などの制度をご利用ください）。

- 受付開始 7月27日（月） 9時00分から
- 受付場所 コミュニティセンター清流館  
（球磨村役場庁舎横）
- 受付時間 9時00分から15時00分  
〈土日・祝日を含む〉

## ○申請に必要な書類など

- ①申請書
- ②申請者の身分証明書（写真付き）の写し  
（写真なしの場合は2種類）
- ③敷地配置図（撤去するがれき混じり土砂の  
範囲を明記。手書き可。様式以外も可）

《がれき混じり土砂 添付書類①》

④状況写真（被災状況が分かる写真。様式以外も可。  
撮影困難な場合は、ご相談ください。）

《がれき混じり土砂 添付書類②》

⑤委任状（申請者と所有者が異なる場合）《がれき  
混じり土砂 添付書類③》

⑥誓約書

※申請に必要な書類の様式は、球磨村役場庁舎横  
コミュニティセンター「清流館」や各避難所などで  
お渡しします。また、村公式ウェブサイトからもダ  
ウンロードできます。

(<https://www.kumamura.com>)

なお、事前にボランティア活動等により家屋内の  
土砂を家屋外（軒下など）に搬出していただくこと  
で、宅地内の土砂撤去作業が円滑に進められ、短時  
間で完了できますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 球磨村役場建設課 0966(32)1116

## 受付から撤去完了までの流れ

①受付 左記受付場所での受付。  
※郵送での受付も可能です。希望される人は  
下記宛で送ってください。

〒869-6401

球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

球磨村役場 建設課 宛



### ②書類審査

申請書類について、内容や必要書類の確認・制  
度の適用の可否等の審査を行います。



### ③事前立会（撤去前）

制度の適用の可否を決定するため、村が委託し  
た業者が、申請者（又は受任者）の人と一緒に  
立会を行い、撤去の対象範囲やがれき混じり土  
砂などの現状を確認します。



### ④決定通知

制度の適用の可否を決定するため、村が委託し  
た業者が、申請者（又は受任者）の人と一緒に  
立会を行い、撤去の対象範囲やがれき混じり土  
砂などの現状を確認します。



⑤撤去作業（申請者が受任者立ち合いあり）



⑥完了立会（申請者が受任者立ち合いあり）



### ⑦撤去完了

球磨村から「撤去完了通知書」をお渡ししま  
す。